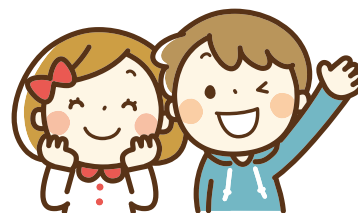


10月1日から 児童手当の制度が一部変更になります

令和6年10月分から、児童手当法の改正による制度改正（拡充）が行われます。

制度改正（拡充）内容

- 所得制限の撤廃
- 支給対象児童を高校生年代（18歳に達した年度末）までに変更
- 第3子以降の支給額を増額
- 多子加算カウント対象児童を22歳に達した年度末までに変更
- 支給回数を年6回（偶数月）に変更



	改正前（～令和6年9月分）	改正後（令和6年10月分～）
支給対象者	中学校卒業（15歳に達した年度末）までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方	高校生年代（18歳に達した年度末）までの国内に住所を有する児童を養育している市内在住の方
所得制限	所得制限あり (所得制限限度額、所得上限限度額)	所得制限なし
支給月額 (児童1人当たり)	• 3歳未満：15,000円 • 3歳以上小学校修了前：10,000円 (第3子以降は15,000円) • 中学生：10,000円 • 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満：5,000円（特例給付） • 所得上限限度額以上：支給なし	• 3歳未満：15,000円 (第3子以降は30,000円) • 3歳から高校生年代：10,000円 (第3子以降は30,000円)
多子加算カウント 対象児童	18歳に達した年度末まで	22歳に達した年度末まで
支給回数	年3回 ※10月、2月、6月の各10日に支給	年6回 ※偶数月の10日に支給

※18歳に達した年度末以降から22歳に達した年度末までの子を養育しており、それにより第3子以降増額を受ける場合、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。詳しくは9月上旬に送付する通知等または子育て支援課ウェブページをご確認ください。

※制度改正後の初回の支給は12月です。

※各月10日が土日・休日の場合は前倒しで支給します。



◆申請について

次に該当する方は申請が必要です。なお、公務員は職場での申請となります。

- 改正前の所得上限限度額超過により、手当の支給対象外であった方
- 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

※すでに茂原市で児童手当・特例給付を受給している方は、申請不要です。

※対象となる可能性のある方には、9月上旬に通知等を送付しますので、ご確認ください。

問合せ 子育て支援課（8階） ☎(20)1573 FAX(20)1606